近代日本の農村女子教育に関する歴史研究の意義と課題

誌名	農業および園芸 = Agriculture and horticulture
ISSN	03695247
著者名	徳山,倫子
発行元	養賢堂
巻/号	92巻8号
掲載ページ	p. 712-722
発行年月	2017年8月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat

近代日本の農村女子教育に関する歴史研究の意義と課題

徳山倫子*

〔キーワード〕：農村における教育とジェンダー，実業補習学校，良妻賢母論，衣生活史，裁縫教育，新制高校分校家庭科

1. はじめに

本稿の目的は，近代日本の農村女子教育史研究における意義と課題を明らかにすることである．農業史や農村社会学においてジェンダーが論じられる際には，女性は農業労働・農家経営を支える「嫁」としての側面に関心が寄せられてきたため（斉藤，1991；大門，2006など），結婚前の「娘」がいかに生きたかについては等閑視される傾向があった．近代日本において義務教育を終えた農村の未婚女性がいかなる教育を受けてきたのかを明らかにするために，筆者は農村部に設置された女子のための学校についての事例研究を中心に行ってきた（徳山，2015；2016；Tokuyama，2016）．筆者の研究と関連のある研究は教育史・家政学・民俗学・経済史など多岐に渡る領域でなされているが，いずれの分野においても農村女子教育史そのものの歴史研究は十分になされてこなかった．そこで本稿では，先行研究の整理・検討からこれまでの研究の問題点を示し，本テーマの意義と課題を示したい．

2. 農村女子教育史研究の不在
—農村女子青年層への「教化」を切り口として—

近代日本の農村において学校は学齢児童を教育するためだけの場ではなく，地域社会の「教化」を担う存在であった．学校における地域の青年層への「教化」は，日露戦後に疲弊した町村を振興すべく内務省主導のもとに展開された地方改良運動下において展開され，小学校の教員がおもな指導者となっていた青年団[1]や実業補習学校（後の青年学校）[2]でなされていた（笠間，2003）．青年団と実業補習学校は強い結びつきを有しており，多く場合，青年団員は実業補習学校の生徒でもあった．男子を対象とした青年団や実業補習学校に関する先行研究は，青年団と実業補習学校の関係性について検討した不破（1990），三羽光彦による実業補習学校に関する一連の事例研究（一例として，三羽，1996），実業補習学校における農業教育について評価した大鎌（1992）・田淵（2003）など，一定の蓄積がある．これらの先行研究においては，男子のみに着目することが暗黙のうちに当然視される傾向があり，女子については研究者に視野に全く入っていない，もしくは，男子の「添え物」として申し訳程度に言及されるのみであった．

農村女性への「教化」についての先行研究は，教育史よりも当時の雑誌を題材としたメディア研究の領域で盛んであった．板垣（1992）では，農村の生活改善を目的として産業組合（農協の前身）が1925（大正14）年より発行した雑誌「家の光」に，女性向けの啓蒙記事が多数掲載されていたことが示されている．また，野本（2005；2007；2008）では，昭和恐慌期に雑誌『婦人之友』の「友の会」により東北地方にセツルメントが設置され，農村女性への啓蒙活動が実践されたことが明らかにされている．これらの活動では，農村の文化・経済的な「遅れ」を「改良」するため，農村女性に科学的な方法に基づく家事の能率化や衛生に関する知識などを導入することが目的とされたのである．

ただし，メディアによる農村女性への啓蒙活動はおもに主婦層を対象としており，未婚の女子青年層に関しては男子青年層と同様，処女会（＝女子青年団）[3]や実業補習学校の女子部が「教化」の場となった．処女会の指導思想について検討した渡邊（1997）は，従来の女子教育史研究は「中流」以上の階層の者が通った高等女学校[4]の教育理念であった「良妻賢母」思想の分析に議論が集中していると批判し，高女に通うことができない農山漁村の女子青年層

*京都大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC2（Rinko Tokuyama）

0369-5247/17/¥500/1 論文/JCOPY

がいかなる理念のもとに教育されたのかを明らかにすること必要があると説いた．渡邊によると，処女会中央部の天野藤男は処女会員に「良妻賢母」ではなく「働妻健母」になることを求めたのであり，結婚前の「娘」たちはどのような階層であっても，将来「妻」となり「母」となることが期待されていたということは共通しているものの，農村に生きる女子青年層は「働くこと」が期待されていたという点が異なっていたという（渡邊，1997，269-270 頁）．渡邊の研究は処女会役員の指導思想の分析に重きを置いており，これが実際の教育現場にいかに反映されていたかまでは検討が及んでいない[5]．そもそもそれ以前の問題として，従来の女子教育史研究においては，農村で女子教育が行われていたという認識すら希薄であったと考えられる．渡邊は農村の女子教育について以下のように評価している．

「尋常・高等小学校以降の教育の大部分は，補習教育でまかなわれてきたのである．補習教育は，地域の実情に応じ，村役場や青年団が設置した夜学校や日曜学校などの補習教育施設（のちの青年学校）において，広範に展開されたものである．教育史研究では近年やっと，実業補習学校や青年学校が，男子のみを念頭に置いた形で研究対象とされるようになってきたものの，まだ取り組みは始まったばかりである．ましてや，「女に教育はいらない」という認識が一般的であった戦前期の農村で，男子ほど組織的・定型的なスタイルを取り得なかった女子への補習教育については，ほとんど，教育史研究の対象となることはなかったのである．」（渡邊，1997，12 頁）

このような認識のもと，渡邊は，尋常小学校あるいは高等小学校卒業後の女子青年層を，学校に通うことができず働かなければならない階層（＝処女会員）と，働かなくても良い富裕な階層（＝高等女学校生）のいずれかとして，二項対立的に描いている[6]．しかし，本当に農村の女子教育は「男子ほど組織的・定型的なスタイルを取り得なかった」のか，「女に教育はいらない」と考えられていたため女子教育は不振であったと断定することはできるのだろうか．

実のところ，農村の女子青年層を取り巻く状況は複雑かつ重層的なものであり，このような単純な図式で捉えきることができるものではなかった．近代日本の教育制度は複線的であり，義務教育後の女子を対象とする学校は高等女学校（以下，高女）・実科高等女学校（以下，実科高女）[7]・実業学校[8]・実業補習学校などがあった．女子教育史の先行研究では高女に関する研究が特に進んでおり，「良妻賢母」の規範性と高女制度の関連について検討した小山（1991），「女学生文化」についての表象研究を行った稲垣（2007），制度・実態の両側面から高女を概観した通史研究である水野（2009）などがある．一方，実業補習学校などの農村部に設置された学校に関しては，長野県五加村の小学校卒業生の進路について検討した土方（1994，第 5 章），女子の「公教育」の生成過程を検討するために明治初期から昭和初期までの女子教育の変遷を明らかにした森岡（2003），近代日本の学校における男女共学・別学について検討した橋本（1992，第 2 章）において部分的に検討されているが，ほとんど研究は進んでいない[9]．農村女子教育史の研究は，近代日本における複雑な学校の設置形態を包括的に把握したうえで，女子青年層が置かれた社会的状況を踏まえながら検討されるべき課題であるといえよう．

3．学校「昇格」運動と学校間序列
—「昇格」不可能校への視野の欠落—

1899（明治 32）年の「高等女学校令」公布以降，高女の設置は各地で進められた．近代日本の学歴社会の成立とその広がりについて検討した天野（1991）によると，1900 年代には各地で「女学校熱」が高まり，農村部においても高女設置の気運が高まったという（天野，1991，103-105 頁）[10]．高女設置には有資格の教員や独立校舎の確保が必要であり，郡部においては容易に設置することはできなかったが，このような場合にしばしばなされたのが高女以外の学校からの組織変更（しばしば「昇格」と称された）による高女設置運動であった．

高女への「昇格」について言及されている研究は教育史において散見されるが，おもなものとしては冨士原（2010；2014）・大谷（2014）が挙げられる．冨士原（2010）では，宮崎県の事例から実科高女→高女への「昇格」過程が明らかにされ，実科高女は高女「昇格」への「つなぎ」・「パイプ」としての役割を果たしたと結論づけられている．冨士原（2014）

は，島根県において実科高女→実業学校→高女となった事例では学校種の変更の際に町立から県立へと移管されていたことに着目し，県立高女を求める町側と財政上の理由からそれを拒みたい県側に軋轢が生じ，「可能な限り自治体に費用を負担してもらい，一定の条件をクリアしなければ県立移管を認めないという「戦略」」（冨士原，2014，37頁）が県側にあったために，県立高女の設置がスムーズになされなかったという見解が示されている．大谷（2014，165-179頁）は，北海道では実業補習学校→実科高女→高女の順で「昇格」し，高女になってから町立→庁立へと移管されたことを明らかにした．大谷は，最終目標とされた庁立高女設置のために町が費用負担をする「自賠主義」による学校設置が北海道では進んだと主張しており，冨士原（2014）の見解をより強固にする結論が導かれている．

ではなぜ，府県立高女が志向されたのか．その答えは府県立高女の威信の高さにあると考えられる．高女は男子を対象とする中学校と同様に中等教育機関として扱われた．一般的に，中等教育機関とはその学校を卒業した者が高等教育機関への受験資格を得ることができる学校のことを指すが，女子に関しては1903（明治36）に高女が最初にそのような学校として指定された[11]．その後，1924（大正13）年には実科高女と指定を受けた実業学校が高女と同様の資格を得ることが定められたが[12]，実業補習学校にはこの資格が与えられず高女とは卒業後の資格が同等ではなかった．実際にこれらの学校を卒業して高等教育機関に進学する者は少数派ではあったが，最初に指定を受けた高女は社会的に最も威信の高い学校とみなされ，また，郡市町村立よりも府県立の学校の方が威信が高いとみなされていた．このような学校間序列のなかで，府県立高女に通うことは当時の生徒にとって特別な「誇り」とされた（桑田，1998；土田，2014）．その一方で，序列の下層には実科高女や実業学校があり，さらにその下層には実業補習学校が位置していたということになる[13]．

「昇格」を扱う先行研究は学校を設置する教育行政への関心が強く，行政文書などの検討により「昇格」の経緯については詳細にされているものの，「昇格」運動を主導した教員・学校に通う生徒・生徒を通わせる保護者といった学校関係者への関心は薄く，このような人々の間で学校間序列がいかに意識され「昇格」の気運が醸成されたのかは見落とされてきたきらいがある．また，先行研究は「昇格」を実現した学校にのみに対象を絞っているため，「昇格」を果たせなかった学校との比較から，地域におけるどのような学校が「昇格」でき／できなかったのかということが明らかにされていない．そのために序列の下層にあった学校についての研究は不足しており，このような学校が多く設置された農村地域における学校設置状況の全体像は不明瞭なままであるといえる．

4. 女子教育論における高等女学校偏重
—「良妻賢母」論の枠組みの限界—

従来の女子教育史研究では，文部省関係者・教育団体・女子教育に関する著名人の言説分析を通して，「良妻賢母」養成を目的とした高女の教育内容に関する制度的変遷の検討が重ねられてきた．「良妻賢母」に関する嚆矢的な研究が深谷（1966）であり，後の女子教育思想史研究は同書の批判が前提とされてきた．「良妻賢母」は国体観念と結びついた日本固有の思想であるという深谷の主張に対し，小山（1991）は「良妻賢母」は西欧諸国の影響を受けながら社会状況の変容とともにその内実が変化していった思想であると反論し，特に，第一次世界大戦期の女性観の転換が女子教育思想に大きな影響をもたらしたと主張した．小山の研究においては，「欧米女性に対抗しうる女性」は「合理的な感性や考え方を身につけ，様々な活動に従事することのできる女性」であり，「このような女性を育てるために，高等女学校の家事教育や裁縫教育の改善も主張」されたという流れから，高女における「裁縫」[14]の授業時数は多過ぎるため減らすべきだと主張する論者が複数存在したことが明らかにされている（小山，1991，146-147頁）．しかしその一方で，女子教育不要論を唱えるような論調については「かなり特異なもの」との評価にとどまり（小山，1991，178頁），当時唱えられていた最も先進的な女子教育論に傾注しているという印象が拭えない．

また，高女に関する通史的研究を行った水野（2009）は，深谷の研究が明治期を中心とし1917（大正6）年の臨時教育会議で締め括られているのにもかかわらず，第二次世界大戦後までの結論とし

て，以下のように主張したことを批判した．

「義務就学率の向上を背景として，上層は高等女学校，その下が実科高女，さらにその下が（公立）技芸女学校・補習女学校と，「家政」教育の場が階層に対応して整備され，家族制度に立脚した良妻賢母教育体制が底辺まで確立されるに至る．」（深谷，1966，251 頁）

「家族国家観に立脚した良妻賢母教育理念，それに対応した教育体制は，厳として存在しつづけ，揺らぐことはなかった」（深谷，1966，259 頁）

家族国家観による「良妻賢母」体制は第二次世界大戦後まで揺らぐことがなく，高女以外の学校に浸透していたという深谷の主張への反論として，水野は自らの研究を「実科高等女学校制度廃止への足跡に着目するもの」と位置づけている（水野，2009，上巻 23 頁）．実科高女は 1943（昭和 18）年公布の「中等学校令」により廃止されたが，それに至る経緯として社会情勢の変化にともなう女子教育観の変容による高女制度の「揺らぎ」があり，結果として裁縫教育を重視する実科高女は廃止されることとなったという歴史的過程を水野は描いている．しかし，水野の議論は，「高等女学校令」による学校―すなわち，高女と実科高女―のみに対象を絞ったあまりに，視野狭窄に陥っている感が否めない．深谷がより大きな射程で女子教育を捉え実科高女の下に位置づけた「（公立）技芸女学校・補習女学校」の存在は，水野の―さらには他の深谷以降の研究者の―視野には入っておらず[15]，これらの学校における女子教育観については全く検討されてこなかった．「技芸女学校」・「補習女学校」という種類の学校は制度上には存在せず，深谷が事例として挙げた学校の名称であるが，深谷はこれらの学校の制度上の位置づけを示していないため，これらの学校についての詳細は不明である[16]．このように，深谷の研究は射程を大きく捉えるあまりに個々の事項についての記述に厳密さを欠くところがあるが，だからといって「高等女学校令」によらない学校について無視しても良い理由にはならないだろう．

特に，学校間序列の最下層にあった実業補習学校の授業内容は高女とは大きく異なっていたが，その最大の特徴は「裁縫」の授業時数の多さにあった．一例を示すと，大阪府豊能郡東郷村に 1928（昭和 3）年に設置された東郷実科女学校では，年間 1462 時間の授業時数のうち「裁縫」の授業が 903～989 時間（約 62～68%）を占めていた（『東郷村立東郷実科女学校規則』）．高女は週 28 時間授業のうち 4 時間（約 14%）が「裁縫」の授業であったが，これを「多い」と考えた論者たちが実業補習学校の実態を知っていたとは到底考えられない．一般的に知識層の関心は専ら都市新中間層を対象とした高女教育にあり，農村の子女が多く通うような学校への関心は薄かった．そのため，女子教育界における著名人の言説分析という方法論による「良妻賢母」思想の分析では，このような学校の存在は見落とされてしまうのである．農村女子教育の指導思想の分析は，「良妻賢母」思想分析の文脈からはひとまず距離を置き，実際の現場で教育に携わった教育関係者によってそれがどのような言葉で語られてきたのかを拾い上げる必要があるだろう．

5. 裁縫教育の意義についての検討不足 ―衣生活史の観点から―

（1）裁縫教育に関する女子教育史・家政学の見解

近代日本の学校においては女子にのみ「裁縫」の授業が課されていたが，これが課されるようになった背景には小学校における女子の不就学・中途退学の問題があった．1880～1890 年代の東北地方の小学校における女子の不就学・中途退学について検討した麻生（1997；1998；1999）によると，女子の不就学の要因は，家事従事・子守・他家への奉公・就労・学校で教授される科目（特に，高等小学校で教授された「英語」など）の不要視などとならんで，裁縫塾（裁縫場・お針屋・裁縫見習などとも呼ばれるが，本稿では裁縫塾と統一する）[17] に通う者が多数存在したことにあるという．裁縫教育は小学校低学年の者には早すぎるが 10 歳代になった女子には必要と考えられていたため，小学校における「裁縫」の授業が開始されたことにより中途退学が減少し[18]，裁縫専修科の付設[19] により学齢以上の女子も学校に来るようになった[20]．ただし，このことによって裁縫塾に通うための中途退学が消滅したわけではないということも同時に明らかにされており，裁縫塾は依然として各地で存続していた（麻生，1999，13-21 頁）．裁縫塾は明治初期に設置された小学校よ

りも歴史が古く，近世期には存在し各地で女子教育を担っていたと考えられている[21]．管見の限りでは，明治期以降の裁縫塾に関するおもな研究は，民俗学における島立理子の一連の研究（一例として，島立，2003）・榎（1998）・野上（1998；2000），教育史における山下廉太郎の一連の研究（一例として，山下，2012）のみであり，特に教育史においては研究状況が低調である．

裁縫塾や実業補習学校など，裁縫教授に多くの時間を割く学校や私塾についての研究が教育史で低調である要因のひとつとして，高女研究を中心としてきた従来の女子教育史においては，裁縫教育は女子を就学させるために導入せざるを得なかったものとして，ネガティブに捉えられてきたということが挙げられよう．フェミニズムの影響を強く受けてきた女子教育史研究は，差別的待遇にあった女子にいかにして体系化された知的教育が課されるようになり，教育内容がどれだけ男子に近づいたのかを解明することが目的とされてきた．そのために裁縫教育ならびにこれに重きを置いた学校については，「女子教育のなかでも特に後進的なもの」として軽視されてきたきらいがあったのではないだろうか．その背景には，既製服や家電の流通により家政に関する営みから女性が「解放」され始めたことにより，これまで女性のみが家政に関する事柄を担ってきたことに対する「矛盾」への気付きと，それに対する「怒り」があるように思われる．しかし，近代学校教育開始以前から女性たちは裁縫を学び，衣生活を支えてきた．裁縫は人々の生活に必要な技術であり，文化・経済的な営みでもあった．このような観点からみると，裁縫教育史の研究は従来の女子教育史の枠組みを越えた意義を有するといえよう．

裁縫教育史は教育史のみでなく家政学においても研究課題とされてきた．家政学におけるおもな先行研究には常見（1959）・関口（1980）があるが，いずれも教育制度や教科書の分析がおもになされている．常見は欧米諸国と比較して日本では「衣食住に対する価値観念の錯誤」があったため，「料理洗濯が軽視され裁縫教育が偏重された」と述べており（常見，1959，14-16頁），裁縫教育そのものに対して否定的な見解を示している．一方，関口は裁縫教育の意義を積極的に見出そうと試みているが，結論としては人格形成のための労作教育としての価値を述べるにとどまっている．戦後の家政学が抱えてきた課題は，家政学（部）ならびに「家庭科」という科目の地位向上にあったという側面が否定できない[22]．そのために，裁縫教育に関する歴史研究を行ったのにもかかわらずその歴史上のインパクトを明らかにするのではなく，現代―それぞれの研究が執筆された当時ではあるが―に繋がる家庭科の役割や裁縫教育の価値を直接的に述べようとして，かえってその歴史上の意義を見落としているように思われるのである．裁縫教育の意義については，当時の人々の衣生活史に立脚した視点からの再検討が必要であるだろう．

(2) 経済史の先行研究にみる近代日本の衣生活の変化と裁縫教育

近代日本の衣生活史と裁縫教育の関係については，近年，経済史の分野で着目されつつあり，近代日本におけるミシンの普及に着目したGordon（2012＝2013）・岩本（2014）や，衣類消費と裁縫の関係に着目した棚井（2015）といった研究がある．Gordon（2012＝2013）では，日本では欧米と比較して既製服の普及が遅れ，長期間にわたって家庭の女性たちが衣服生産をしていたのであり，このような女性たちにミシン販売を行ったシンガー社は販売戦略として洋裁教育を行うためのシンガーミシン裁縫女学院を設立したということが着目されている（1906（明治39）年設置認可．同校の詳細については池田（2015）も参照）．岩本（2014）では，ミシン普及が可能となる社会的背景に洋装の広がりがあったことが主張されたが，和裁に関しては以下のような評価がなされている．

> 「和裁の場合，前近代からの家事労働の継承とみられたために，研究史上，裁縫の歴史性が頻繁に見落とされる事態を招いている．19世紀最後の四半世紀から和裁指導書は継続的に刊行されていったが，このことは，和裁が一般化されていなかったこと，家庭内で伝授されなくなったこと，そして和裁が漸次的に変化してことを意味する」（岩本，2014，121頁，注43）

岩本の評価のうち，①「和裁が一般化されていなかったこと」は，地域や流派により裁縫教授の方法

が異なっており，その統一が志向されていたことを指すと考えられる．②「家庭内で伝授されなくなったこと」については，時期は下るが 1930 年代の衣類消費に着目した棚井（2015）の結論が示唆的である．以下に引用する．

「既製服の供給が限定的で，なおかつ和装が未だ人々の衣生活のなかで大きな位置をしめていた歴史的段階においては，衣類の消費には裁縫が不可避的に付随したが，それを担ったのは世帯内の女性であり，そこでは学校教育が技術習得の場として重要な「役割」を果たしていた．」（棚井，2015，110 頁）

棚井の学校教育に関する分析は，尋常小学校と高女の授業科目及び時数と教授内容を参照し，両者で「裁縫」が課されていたことを確認したにとどまっており，分析そのものに新規性があるとは言い難い．しかし，学校が衣服生産に必要な技術を教える場として機能していたということへの「気付き」を明示したということに意義があるといえる[23]．

では，③の「和裁の漸次的な変化」とはどのような出来事を指すのだろうか．岩本はこれについて明言はしていないが，その後の本文中（岩本，2014，103-108 頁）では 1900（明治 33）年頃から生じた和装の「改良」にともなう着こなしの軽装化・洋服化について解説されているため，このことを指していると思われる．確かに，和服の着装法の変化は和裁にも影響を与えたが，これは岩本自身が「和裁の漸次的な変化」が始まったと指摘する「19 世紀最後の四半世紀」とは時期が合わない．筆者は，和裁の変容は着装法の変化のみでなく，田村（2004）で指摘されている織物の変化の影響も大きかったと考える．農村においては各家庭で紡織がなされ衣類は自給されていたということが通説ではあるが，田村（2004，第 6・7 章）では，江戸末期以降，外出着を中心に流行柄の綿織物・綿絹交織物や低級品の絹織物・毛織物が農村にも流入していたことが明らかにされ，「都市部の住民にかぎらず，地方に暮らした庶民層のすくなくない人々が江戸事情に関心を向け，想像以上に流行ファッションに敏感であったことはまちがいない」（田村，2004，320 頁）と結論づけられている[24]．また，染色に関しては，農村においても近世期には紺屋に染めを依頼するという習慣が生じていたが，幕末期に化学染料が流入した後は染色技術の発達による低価格化が進み，庶民の着物柄も明治期には縞から絣へと変化し，大正から昭和期にかけては大柄模様のものが普及したという（松田・高島・高木，1991，118 頁）．

このように，幕末期以降は和装に使用される布地が漸次変化していったのであるが，これは裁縫教育に少なからぬ影響を与えていた．一例を示すと，大阪府豊能郡池田町に 1917（大正 6）年に設置された池田第二尋常高等小学校付設女子手芸学校[25]では，週 33 時間の授業のうち 25 時間が「裁縫」であり，そこでは「綿布男袴」・「綿絹布本裁男袷」・「絹布本裁女袷」・「毛織単衣」・「みしん使用法」・「西洋涎掛」などが教授されていた（『大正六年度豊能郡池田尋常高等小学校附設女子手芸学校々則』）．綿織物・綿絹交織物・絹織物・毛織物が使用される衣服それぞれについての裁縫法が教授されたと同時に，普及しつつあった洋装にも対応するために，ミシンの使用法とそれを用いた洋裁の基礎技術が教授されていたのである．明治後期以降，各家庭での紡織の習慣はなくなっていき[26]，布地は購入されるようになった．家庭での紡織の衰退は衣生活の多様化をもたらし，女性たちが学ばなければならない裁縫技術は増え，これらの技術を身につけるためには相当な時間が必要だったと考えられる．そして，女性が裁縫に多大な時間を費やす日々は[27]，戦後の洋裁ブームを経て既製服の購入が定着する 1960 年代まで続いた[28]．近代日本の未婚女性たちへの裁縫教育がどのようなものであり，習得した裁縫技術が学校卒業後の人生にいかに活かされ／活かされなかったのかを衣生活史的な側面から明らかにしようという視座は，裁縫教育に多くの時間が割かれた農村女子教育史の検討をするうえでも重要であるだろう．

6. 新制高等学校分校家庭科という盲点 —当然視されてきた「断絶」説—

歴史学においては，1945（昭和 20）年 8 月 15 日を転換点とする戦前と戦後の「断絶」説とそれを批判した「連続」説を嚆矢に，歴史上の時期区分についての議論がなされてきた（森，2002 など）．教育史においては羽田（1997）が以下のように述べている．

「歴史の変革は，連続・断絶双方の側面を持つはずだが，現在のところ，戦前―戦後を天皇制公教育体制から教育基本法制への転換として断絶を基調に把握することは，教育史認識の所産であるとともに，所与条件であるといってよい．(中略)これは，研究が法制度を対象にして蓄積された反映でもあろうが，同時に，教育史研究が対象としている当の教育についての概念規定ないし構造化が十分ではないことによるともいえる」(羽田，1997，226頁)

上記のように，教育史においては「天皇制公教育体制から教育基本法制への転換」期の「断絶」があり，大半の研究がこれを前提としてなされてきた[29]．教育基本法は1947(昭和22)年3月31日公布であり，終戦から一年半ほどの間があるが，このときを境に制度上の大きな「断絶」が生じたといえる．

教育基本法により旧制諸学校は廃止され，六・三・三・四制が開始された．ジェンダーを扱う教育史や家政学における戦後の問題関心は，新制中学・高等学校（以下，高校）における「家庭科」の男女別修や（常見，1959，第6部など），女子大学の創設についてであり（橋本，1992，第8章第3節など），旧制度下における女子教育史とは異なるテーマでの取り組みがなされている．しかし，制度としては「断絶」しても，学校に通う“人”が変わるわけではない．新制高校の多くは旧制の中学校・高女・実業学校を母体として設置されたため，これらの学校の生徒は新制高校へと引き継がれた．新制高校の設置は都市部では進んだが，独立校の設置が難しかった農村部では都市部の高校の分校が設置された．分校には地域の青年学校（実業補習学校の後身）の生徒が引き継がれたと考えられ，都市部の本校とは生徒の階層性が異なっていた．また，分校の多くは定時制で，男子を対象とした普通科あるいは農業科と女子を対象とした家庭科が設置され，基本的に男女共学が実施された本校とは異なり，性差に基づく教育の分離が継続された．分校についての先行研究は分校出身の農村青年のライフコースについて検討した山岸（2009）があるが，同研究のおもな関心は跡継ぎであった男子にあり，女子についてはほとんど検討されていない．したがって，分校家庭科についての研究はこれまでなされてこなかったといえるが，近代日本の農村女子教育史を検討するに際しては，戦後の分校家庭科までを射程に入れるべきであることは明白であろう．

7. おわりに

本稿では，近代日本における農村女子教育史的研究の意義と課題について検討した．今後取り組むべき課題としては，以下の4点が掲げられよう：①農村に設置された女子を対象とする学校における指導思想がいかなるものであったのか，②どのような学校が高女へと「昇格」でき／できなかったのか，③これらの学校で多くの授業時間が費やされた「裁縫」の意義はいかなるものであったのか，④これらの学校の戦後の展開はいかなるものであったのか．現在，筆者はこれらの課題に取り組んでいるところであり，その一部は研究成果として発表しているが（筆者の既発表論文は②・③の一部に該当する），未発表の内容については別稿に譲りたい．

1）青年団は近世以前に村落にあった若者組に系譜をもち，これが日露戦争前後に青年会となり大正期には青年団へと改変された．これについては，大鎌（1992）・不破（1990）などに詳しい．

2)実業補習学校が教育法令に初出したのは1890(明治23）年の第2次「小学校令」であったが，設置は1893（明治26）年の「実業補習学校規程」以後であり，1899（明治32）年の「実業学校令」により実業学校の一種となった．実業補習学校は統計書類上，農業補習学校・工業補習学校・商業補習学校などに分類されていたが，一例として1930（昭和5）年度の実業補習学校数を示すと，全15,248校のうち農業補習学校は12,630校と全体の83%を占めており(文部大臣官房文書課，1936)，大半が農業補習学校であった．1935（昭和10）年の「青年学校令」公布により，実業補習学校と男子のみを対象としていた青年訓練所が統合され，青年学校となった．

3）処女会は男子における青年団と対をなすものとして設置されたが，その設置の背景は男子とは異なっていた．渡邊（1997，32・35頁）によると，処女会と近世以前の未婚女子集団である娘組の関連性は見出しにくく，処女会の多くは明治後期以降に

町村長や学校長などによる「上から」の働きかけによって設置されたという．処女会という名称は，1927（昭和2）年の処女会中央部解散・大日本連合女子青年団創立と前後して用いられなくなり，女子青年団と呼ばれるようになった．

4）高等女学校が教育法令に初出したのは1891（明治24）年の「中学校令改正」であるが，その本格的な設置・普及は1899（明治32）年公布の「高等女学校令」以降であった．

5）「働妻健母」という用語は，後に天野自身によって「農村の良妻賢母」と言い換えられている．先行研究ではこれらの表現が実態としてどの程度普及していたかは明らかにされていないが，管見の限りでは，これらの用語が公立の学校の指導理念として用いられた例は見受けられなかった．ただし，1929（昭和4）年に山形県農会により設置された山形県農会立農村女学校に関する記事で，同校が「農村の良妻賢母を生む農村女学校」と紹介されており（山形県農業協同組合沿革史編纂委員会，1960，105頁），「農村の良妻賢母」という用語は処女会役員の指導思想を越えて，実際の教育現場で使用されていた可能性が示唆されよう．農会は産業組合とともに農協の前身となった組織で，農村青年層の教育のために学校や講習会を開設することがあった（農林省農務局，1934）．なお，県農会により設置された女学校に関する先行研究としては，千葉県農会立家政女学校の事例について検討した Tokuyama（2016）がある．

6）確かに，尋常小学校が義務化された後も小学校卒業すらままならない貧困層が農村の女子に最も多く，教育を受ける余裕がなかった者が多かったことは間違いない．土方（1994，9-16頁）によると，『文部省年報』における全国男女平均就学率は1909（明治42）年に98%に達していたが，これは就学率を高く見せるために自治体が実態とは異なる数値を提出していたためであり，農村の最も貧しい階層の女子児童が尋常小学校を中途退学せずに卒業することができるようになったのは1930年代に入ってからであったという．しかし，その一方で，それ以前の時期から義務教育後にさらに学校に通う者も存在したのであり，全員の足並みが揃ってから次の階梯への進学がなされたわけではない．

7）1910（明治43）年の「高等女学校令」改正により設置が認められた．高等女学校本科と比較して，実科では裁縫科の授業時数が多くなるように定められていた．

8）女子を対象とする実業補習学校についての事例研究はほとんど存在せず，管見の限りでは，1893（明治26）年に全国で最初に設置された鹿児島県の伊作村立女子実業補習学校について検討した中野（1997；2004）のみである．また，特定の県を対象として女子教育機関の設置状況の把握を試みた研究として，佐賀県を扱った生馬（2002），茨城県を扱った佐藤（2015）があるが，研究の意義づけが不明確であり，校史を列挙したにとどまっているという印象が拭えない．

9）1899（明治32）年の「実業学校令」により設置された．女子生徒が在籍する実業学校の種類としては，農業学校・商業学校・職業学校（1920（大正10）年以前は徒弟学校）・実業補習学校があったが，実業補習学校はそれ以外の実業学校よりも設置が容易であり，卒業後の資格が不利であるなどの相違点が多かったことから，実業補習学校とその他の実業学校は分けて扱われた．

10）農村における教育熱の高まりについては，大門（1991）においても指摘されている．

11）1903（明治36）年公布の「専門学校入学者検定規程」による．ただし，女子が入学することができた高等教育機関は専門学校や女子高等師範学校などに限定されており，高等学校→大学へと進学可能であった男子と比較すると進学先は制限されていた．

12）1924（大正13）年の「専門学校入学者検定規程」改正による．実科高女はすべての学校が高女と同等として認められたが，実業学校は個別に指定を受けて認可された学校のみ高女と同等と認められることとなり，統計書類上では指定を受けた学校は甲種，指定を受けていない学校は乙種として分類された．この他，女子を対象とする学校としては，多くの私立宗教系各種学校が高女と同等として個別に認可され，これらは統計書類上では「高女ニ類スル各種学校」として分類された．

13）実業学校の一種である職業学校の生徒における高女への劣等感・ライバル意識については，徳山（2016）を参照．

14）本稿の文中では，学校における科目名に「」を

付すこととする.

15) 水野の研究が「高等女学校令」による学校以外について不十分であることは，同書についての米田俊彦の書評でも異なる切り口から批判されている（米田，2010，40頁）.

16) 義務教育後の女子が通うことができた学校のうち，高女と実科高女は校名を「○○（実科）高等女学校」としなければならなかったが，他の学校については基本的に規程が定められておらず，実業学校や実業補習学校などは「○○補習女学校」・「○○技芸女学校」など多様な名称の学校が存在した．このため，学校名だけで学校の種類を判断することはできない.

17) 裁縫塾のなかには私立各種学校として認可を受け，○○裁縫女学校などの校名の学校へと改変されるものもあり（山下，2012），このような学校のなかには各種学校から実業学校・実科高女・高女に組織変更され，「昇格」を果たすものもあった．しかし，各地域には無数の裁縫塾があり，その多くは民家や寺院を利用した小規模なものであったことから，学校として認可されたものは極少数であったと考えるべきである.

18) 1881（明治14）年公布の「小学校教則綱領」に小学校の中等科・高等科で「裁縫」を課すことが定められたことによる.

19) 1890（明治23）年公布の第2次「小学校令」により小学校に設置され，義務教育を終えた者を対象としていた.

20) 裁縫塾に通う者が多いために学校に裁縫専修科を設置することとなったという事例は，各地に散見される．たとえば，大阪府南河内郡金岡村の金岡高等小学校は1896（明治29）年に裁縫専修科を付設したが，この設置理由は「女子ニシテ高等小学校ニ入学スルモノ実ニ僅タリ，概ネ尋常科卒業后ハ，家庭及地方ノ素人師匠ニ就キ裁縫科ノ端ヲ学フ位ニ止メ，常ニ女子ノ不便少カラズ」（美原町史編纂委員会，1993，945-946頁）とされており，学校が高等小学校に通わずに学校以外の場で裁縫を学ぶ者を取り込もうとしていたことがわかる.

21) 近世期の裁縫塾については文書史料が残りにくいが，墓碑・顕彰碑・針子塚からその存在を確認することができる（山下，2005；島立，2008；河内長野市史編修委員会，1998，597頁）.

22) 戦後の高等教育機関における家政学について検討した野坂（2001）によると，新制大学における家政学部設置に際して，家政学は「「女子のための特殊なもの」として一般アカデミックフィールドとは差別化して取り扱われ」，「大学レベルの学問として認知されていなかった日本の家政学を，「学部」として設置するためには，アメリカに現存していた家政学部の存在を武器にして学界を説得することが必須であった」（野坂，2001，114・116頁）という.

23) 先述の通り，学校において裁縫教育が課されるようになり女子の不就学・中途退学が減少した1880～1890年代と，岩本の言う「19世紀最後の四半世紀」は時期としては一致する．ただし，近世期から裁縫塾が設置されていたということを考慮すると，裁縫教授が家庭でなく外部でなされるようになった時期はもっと早いと考えられるが，裁縫塾の普及時期，設置状況の地域差，家庭での裁縫学習の実施状況などの詳細は現状では明らかにされておらず，これについて明言することは現状では難しいと考えられる．ひとまず本稿では，「家庭内で伝授されなくなった」のが「19世紀最後の四半世紀」であったと結論づけることは留保する.

24) 里村（2004，101頁）には，1918（大正7）年生まれの新潟県の農家出身の女性が小学校1～2年生の頃にフランネル（毛織物）で御高祖頭巾をつくってもらい，冬の寒いときにかぶって通学したという聞き取りが掲載されている．また，丹波生活衣振興会（2012）では，幕末～昭和期の丹波地方の人々の衣類について解説されており，同地域で様々な布地が流通していたことがわかる.

25) 同校は小学校付設の各種学校として設置され，後に実業補習学校へと改変された．小学校付設の各種学校とは，1900（明治33）年の第3次「小学校令」公布により，それまで設置が認められていた裁縫専修科が廃止され，これに替わるものとして設置されたものである.

26) たとえば，丹波地方では自家用に織られた「丹波木綿」・「地絹」が女性たちによって織られていたが，「機織技法の伝承も，明治末頃になくなったようです．これは，この地方に製糸工場ができて，娘たちが女工として働きに行くようになる時期と重なります」（丹波生活衣振興会，2012，122-123頁）と述べられており，自給的な衣生活から既製品の布

地を縫う衣生活へと切り替わっていったことがわかる.

27) Gordon (2012=2013, 1頁) では, 1950年代の既婚女性が毎日2時間以上を裁縫に費やしていたという社会調査に「驚きと好奇心」を抱いたことが研究を行う動機となったと記されている.

28) 農村の既製服化について里村 (2004, 100頁) によると,「それまでゆっくりと進んでいた農村の洋装化は, 昭和三〇年代後半から四〇年代初めにかけての農家経済の都市化と化学繊維の開発および農作業着の既製服化により一気に進んだ」という.

29) 近年, 地域教育史の立場から, 戦前から戦後の「連続」性を意識した研究がなされつつある (知本, 2017).

引用文献

麻生千明 (1997)「明治前期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察—その1・女子の学問の不要視と男女共学の可否をめぐる問題—」『地域総合文化研究所紀要』9.

麻生千明 (1998)「明治期における学齢女子の不就学要因としての遊芸の稽古と子守についての考察—明治期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する一考察・その 2—」『地域総合文化研究所紀要』10.

麻生千明 (1999)「明治期小学校における裁縫科の導入展開・実施状況と裁縫見習による中途退学の考察—明治期東北地方における女子の就学状況と女子教育観に関する考察・その 3—」『地域総合文化研究所紀要』11.

天野郁夫編 (1991)『学歴主義の社会史—丹波篠山にみる教育と生活世界—』有信堂.

生馬寛信 (2002)「佐賀県の女学校沿革—明治期から昭和戦前期まで—」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』6 (2).

池田仁美 (2015)「メディアに見るシンガーミシン裁縫女学院の沿革とミシン裁縫教育」『デザイン理論』66.

板垣邦子 (1992)『昭和戦前・戦中期の農村生活—雑誌『家の光』にみる—』三嶺書房.

稲垣恭子 (2007)『女学校と女学生—教養・たしなみ・モダン文化—』中公新書.

岩本真一 (2014)『ミシンと衣服の経済史—地球規模経済と家内生産—』思文閣出版.

榎陽介 (1998)「裁縫所の民俗学—わたしたちが見つけ出したもの—」下妻市ふるさと博物館編 (編・発行)『下妻の裁縫所—残された雛形を中心に—』.

榎陽介 (2000)「裁縫所に民俗をみる」国立歴史民俗博物館編『よそおいの民俗誌—化粧・着物・死装束』慶友社.

大門正克 (1991)「近代日本における農村社会の変動と学校教育—一九二〇年代の社会移動を中心に—」『ヒストリア』133.

大門正克 (2006)「農業労働の変化と農村女性—20世紀日本の事例—」西田美昭・アンワズオ編『20世紀日本の農民と農村』東京大学出版会.

大谷奨 (2014)『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究—北海道庁立学校と北海道会』学文社.

大鎌邦雄 (1992)「農業補習教育の展開とその意義—秋田県西目村の事例から—」『農業総合研究』46 (1).

笠間賢二 (2003)『地方改良運動における小学校と地域社会—「教化ノ中心」としての小学校—』日本図書センター.

河内長野市史編修委員会 (1998)『河内長野市史第2巻』河内長野市.

桑田直子 (1998)「女子中等教育機関における洋装制服導入過程—地域差・学校差・性差—」『教育社会学研究』62.

小山静子 (1991)『良妻賢母という規範』勁草書房.

斉藤修 (1991)「農業発展と女性労働—日本の歴史的経験—」『経済研究』42 (1).

佐藤環 (2015)『茨城県女学校のあゆみ—茨城県における女子中等学校の歴史的変遷—』茨城新聞社.

里村洋子 (2004)「農村の洋服化」小泉和子編『洋裁の時代—日本人の衣服革命—』農文協.

三羽光彦 (1996)「戦間期実業補習学校改革に関する一考察—農村部と都市部の比較を通して—」佐々木亨編『技術教育・職業教育の諸相』大空社.

島立理子 (2000)「「むら」の裁縫所」『町と村調査研究』3.

島立理子 (2008)「石造物にみる裁縫師匠—幕末から明治の千葉県を事例として—」『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』.

関口富左 (1980)『女子教育における裁縫の教育史的研究—江戸明治両時代における裁縫教育を中心として—』家政教育社.

棚井仁 (2015)「衣類消費と裁縫—「縫う」という行為に着目して—」加瀬和俊編『戦間期日本の家計消費—世帯の対応とその限界—』東京大学社会科学研究所シリーズ57.

田淵照子 (2003)「農業補習学校の教育内容とその評価—戦間期の山形県を事例に—」『農業経済研究年報』35.

田村均 (2004)『ファッションの社会経済史—在来織物業の技術革新と流行市場—』日本経済評論社.

丹波生活衣振興会 (2012)『丹波の衣生活—明治・大正・昭和の着物と暮らし—』北星社.

知本康悟 (2017)『1930年代から1950年代に於ける「村を育てる学びの共同体」形成に関する一考察—新潟県旧佐渡郡羽茂村の場合—』新潟大学教育学研究科修士論文.

土田陽子 (2014)『公立高等女学校にみるジェンダー秩序と階層構造—学校・生徒・メディアのダイナミズム—』ミネルヴァ書房.

常見育男 (1959)『家庭科教育史』光生館.

徳山倫子 (2015)「都市近郊農村における女子初等後教育の展開—大阪府郡部の高等小学校付設裁縫専修科に着目して—」『農業史研究』49.

徳山倫子 (2016)「1930年代の公立職業学校における女子教育—大阪府立佐野高等実践女学校を中心に—」『日本の教育史学』59.

中野哲二 (1997)「農村青少年教育の展開 (明治26年～昭和22年間) その1—実業補習学校・公民学校・青年学校教育の動向—」『鹿児島経大論集』38 (1).

中野哲二 (2004)「宇都為栄伊作村長の女子教育の関する識見」『鹿児島経大論集』45 (1).

農林省農務局（1934）『農会ノ特殊教育施設』帝国農会.
野上彰子（1998）「下間の裁縫所と裁縫教育」下妻市ふるさと博物館編（編・発行）『下妻の裁縫所―残された雛形を中心に―』.
野坂尊子（2001）「戦後高等教育改革期における「家政学」理解―「家政学部設置基準」の制定過程に見る―」『大学教育学会誌』23（2）.
野本京子（2005）「東北農村生活合理化運動前史―戦前期『婦人之友』友の会の実践―」『東京外国語大学論集』71.
野本京子（2007）「東北農村生活合理化運動の展開―農村セツルメントの軌跡―」『東京外国語大学論集』75.
野本京子（2008）「戦前から戦後における『婦人之友』友の会の農村生活改善運動―農村友の会の活動を中心に―」『東京外国語大学論集』77.
橋本紀子（1992）『男女共学制の史的研究』大月書店.
羽田貴史（1997）「戦後教育史像の再構築」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学『教育史像の再構築』世織書房.
土方苑子（1994）『近代日本の学校と地域社会―村の子どもはどう生きたか―』東京大学出版会.
深谷昌志（1966）『良妻賢母主義の教育』黎明書房.
冨士原雅弘（2010）「地域からみた女子中等教育の普及拡大過程に関する実証的研究―宮崎県高鍋実科高等女学校を事例として―」『教育学雑誌』45.
冨士原雅弘（2014）「島根県における中等学校の組織変更と学校整理問題―実科高等女学校の県立移管をめぐる県と町の軋轢―」『中等教育史研究』21.
不破和彦（1990）『近代日本の国家と青年教育』学文社
松田歌子・高島愛・高木直（1991）「明治，大正，昭和前期の学童の衣生活とその背景（山形）」『日本服飾学会誌』10.
水野真知子（2009）『高等女学校の研究（上）・（下）―女子教育改革史の視座から―』野間教育研究所.
美原町史編纂委員会（1993）『美原町史第4巻』美原町
森岡伸枝（2004）『「女子公教育」の生成過程』奈良女子大学大学院人間文化研究科学位論文.
森武麿（2002）「戦前と戦後の連続と断絶―日本近現代史の課題―」『一橋論叢』127（6）.
文部大臣官房文書課（1936）『日本帝国文部省年報第58年報』下巻.
山形県農業協同組合沿革史編纂委員会（1960）『山形県農業協同組合沿革史第一編』山形県農業協同組合中央会.
山岸治男（2009）『農村における後期中等教育の展開―新制高等学校分校制度を中心に―』日本図書センター.
山下廉太郎（2005）「「針子塚」の紹介―その定義と可能性―」『三河地域史研究』.
山下廉太郎（2012）「三河地域の裁縫塾にみる門人の進路―一九〇〇年―一九一〇年代を対象にして―」『日本教育史研究』31.
米田俊彦（2010）「水野真知子著『高等女学校の研究　女子教育改革史の視座から（上・下）』」『教育学研究』77（3）.
渡邊洋子（1997）『近代日本女子社会教育成立史―処女会の全国組織化と指導思想―』明石書店.
Gordon, A. (2012) Fabricating Consumers: The Sewing Machine in Modern Japan. University of California Press.（大島かおり訳『ミシンと日本の近代―消費者の創出―』みすず書房，2013年）.
Tokuyama, R.（2016）""Juku-fu" Education for Girls in Rural Areas during the Japanese Modern Period: In the Case of "Kasei-Jogakko" Established by Chiba Prefecture Agricultural Association" The XIV International Conference of the East-Asian Agricultural History.

〈未刊行資料〉
東郷小学校所蔵文書 K0-0010-442『東郷村立東郷実科女学校規則』（大阪府立公文書館蔵）.
戸田家資料 01-9-5『大正六年度豊能郡池田尋常高等小学校附設女子手芸学校々則』（池田市立歴史民俗資料館蔵）.